

古紙・衣類の収集活動を支援しています

コミュニティ回収とは

大阪市が実施している古紙・衣類収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティがその主体となって、原則小学校区単位の規模で行う活動です。

大阪市が行っている同じ収集曜日・排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約をした再生資源事業者が収集を行う活動となります。活動地域にお住まいの方にとっては、原則収集曜日・排出方法は一切変わらず、一方で大阪市からの支援が得られる制度となっています。

なお、コミュニティ回収を開始しても、その地域で既に実施されている資源集団回収は継続して活動いただけます。

取り組める団体

地域活動協議会等の地域コミュニティ
(原則、小学校区単位)

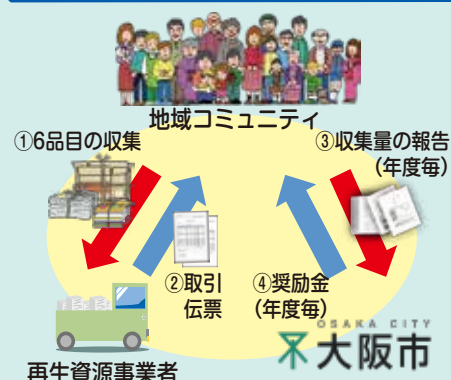
収集品目

古紙・衣類の6品目すべて
取り組んでいただく必要があります

- ① 新聞・折込チラシ
- ② 段ボール
- ③ 紙バック
- ④ 雑誌
- ⑤ その他の紙
- ⑥ 衣類



活動から支援まで



詳しくは、大阪市ホームページ「コミュニティ回収について」をご覧ください。

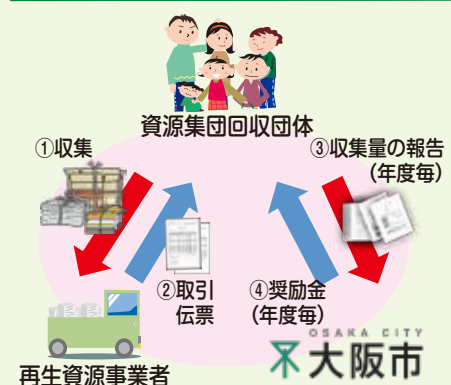
資源集団回収とは

ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や古布などの再生資源物を、町会、子ども会、PTA、女性会などの住民団体が、自主的に収集し再生資源事業者に引き渡す活動です。活動団体へは、大阪市より支援を実施しています。

コミュニティ回収との違い

資源集団回収は営利を目的としない10以上の排出世帯で構成された自主的な団体から始められます。

活動から支援まで



収集品目と支援対象

奨励金対象品目	奨励金対象外の品目	団体が選択する「古紙」等任意の再生資源物 (1品目から可)
① 新聞・折込チラシ ② 段ボール ③ 紙バック ④ 雑誌 ⑤ その他の紙	⑥ 衣類 ⑦ びん ⑧ アルミ缶 ⑨ スチール缶 ⑩ その他の金属	



コミュニティ回収との違い

コミュニティ回収は①～⑥の6品目すべての収集が必須なのに対し、資源集団回収は1品目からでも取り組んでいただけます。
※ただし奨励金の対象は①～⑤のみ

表彰制度について

大阪市では再生資源の収集活動に功績のあった団体に対し、市長表彰または区長表彰を実施しています。



詳しくは、大阪市ホームページ「資源集団回収活動について」をご覧ください。



再生資源事業者については団体でご自由に決めていただけます。また、大阪市ホームページにて再生資源事業者一覧を掲載しておりますのでご活用ください。
「家庭から出される古紙・古布を取り扱っている再生資源事業者一覧」

